

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和2年5月22日に決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年6月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 14 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、別表第3の規定の適用については、同表Aの項中「107,000円」とあるのは、「62,000円」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市民や事業者に対する支援等に資することを目的として、局長級の管理職手当について減額を行うため。

新旧対照表（西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則）

※ゴシック文字は改正部分を示す。

>

改正後	現 行	備 考
<p>第1条～第4条 現行と同じ （管理職手当の支給基準）</p> <p>第5条 給与条例第7条の6第1項に規定する規則で定める者は、別表第3支給範囲の欄に掲げる職員とし、管理職手当の月額は、同表の区分に応じ、それぞれ同表支給額の欄に定める額とする。</p> <p>2～4 現行と同じ</p> <p>第6条～第11条 現行と同じ</p> <p>付 則</p> <p>1～13 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （管理職手当の支給基準）</p> <p>第5条 給与条例第7条の6第1項に規定する規則で定める者は、別表第3支給範囲の欄に掲げる職員とし、管理職手当の月額は、同表の区分に応じ、それぞれ同表支給額の欄に定める額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第6条～第11条 略</p> <p>付 則</p> <p>1～13 略</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市民や事業者に対する支援等に資することを目的として、局長級の管理職手当について減額を行うため。</p>
<p>14 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、別表第3の規定の適用については、同表Aの項中「107,000円」とあるのは、「62,000円」とする。</p> <p>別表第1～別表第2 現行と同じ</p> <p>別表第3（第5条関係） 管理職手当支給基準表</p>	<p>別表第1～別表第2 略</p> <p>別表第3（第5条関係） 管理職手当支給基準表</p>	<p>区分 支給範囲 支給額</p>

改正後		現行		備考
A	行政職給料表 8 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円	行政職給料表 8 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円
B	行政職給料表 7 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、部長、室長、参与の役職名を有するもの	88,000円	行政職給料表 7 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、部長、室長、参与の役職名を有するもの	88,000円
C	行政職給料表 6 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、課長、館長、事務長、参事の役職名を有するもの	71,000円	行政職給料表 6 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、課長、館長、事務長、参事の役職名を有するもの	71,000円
D	行政職給料表 5 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、医務長、医療職給料表 (2) 3 級の役職名を有するもの	45,000円	行政職給料表 5 級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、医務長、医療職給料表 (2) 3 級の役職名を有するもの	45,000円

改正後		現行		備考
職員で、係長、副参事の役職名を有するもの		職員で、係長、副参事の役職名を有するもの		
E 教育職給料表(1)5級に決定されている職員で、高等学校の校長の職名を有するもの	68,300円	E 教育職給料表(1)5級に決定されている職員で、高等学校の校長の職名を有するもの	68,300円	
F 教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するものにあつては、第1号に掲げる額とし、教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するものにあつては、第2号に掲げる額とする。 (1) 54,200円 (2) 53,700円		F 教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するもの及び教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するもの		
G 教育職給料表(2)2級に決定されている職員で、幼稚園の教頭の職名を有するもの	40,900円	G 教育職給料表(2)2級に決定されている職員で、幼稚園の教頭の職名を有するもの	40,900円	
備考 1～4 略 別表第4～別表第6 現行と同じ		備考 1～4 略 別表第4～別表第6 略		

改正後	現 行	備 考
<p><u>付 則</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>		